労働法実践セミナー（オンライン受講できます）

―弁護士と医師（産業医）による―
従業員の健康管理と安全配慮義務をめぐって

近年、多様な働き方の進展や高ストレス社会を背景に、企業が負う「安全配慮義務」の範囲はますます拡大し、企業経営において「健康経営」の重要性が増しています。

我が国では、事業者が従業員の「健康管理」を怠ったときは、安全配慮義務違反として損害賠償責任を問われるという法制度となっており、そのため「健康管理」をめぐる紛争は多くなっておりますが、トラブル対応には法的かつ医学的な知識がなければ難しい面もあります。

本セミナーでは、専門的な弁護士と医師（産業医）が、双方の視点から、この問題を取り上げて、その対応策等をわかりやすく講義いたします。

企業の経営者をはじめ、人事労務・安全衛生部門責任者、保健師等、多くのみなさまに、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

日　時　令和9年 2月18日（木）13時30分～16時30分

場　所　高松商工会議所会館　5階 501会議室（高松市番町2丁目2番2号）

講　師　安西法律事務所　弁護士　安西（あんざい）　愈（まさる）　氏

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科　准教授　高尾（たかお）　総司（そうし）　氏

講師紹介



（安西　愈氏）

昭和33年 高松商業高校卒業後、香川労働基準局に入局。昭和39年 労働省労働基準局監督課へ配置換え、昭和43年 勤務中に司法試験合格、昭和44年 労働省退職、昭和46年 弁護士登録、現在に至る。第一東京弁護士会労働法制委員長（平成17年～）

〔著 書〕「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」「人事の法律常識」、「新版　労働者派遣法の法律実務」など



（高尾　総司氏）

平成8年、岡山大学医学部卒業。嘱託産業医として、リスクマネジメントの観点から再構築した職場の健康管理手法は人事労務担当者には理解しやすいと好評。人事労務担当者や社会保険労務士に対する労務管理による健康管理の普及を図っている。

〔著 書〕「健康管理は社員自身にやらせなさい」（保健文化社）、「面接シナリオによるメンタルヘルス対応の実務」（労働新聞社）など

講　座　内　容

第1　企業には従業員の健康管理義務があるか
法定健康診断は労働者の自己保健(医師選択の自由)　か、使用者の安全配慮義務か

第2　健康診断結果の対応措置義務実行の重要性について
健診結果への必要な対応は本人責任か会社の安全配慮義務か

第3　長時間労働者に対する医師面接制度と管理者、労働者本人の責務をめぐって
労使ともに面接結果の活用が必要。産業医と職場の上司等の問題

第4　使用者のメンタルヘルス管理と安全配慮義務
人事管理上の法的責任と産業保健的な面からの使用者の対応について

第5　職場管理上のハラスメント等メンタル的なトラブルの問題
管理者を悩ます多様なメンタル問題とその対応はどうすればよいか

第6　メンタルヘルス問題と休職・復職をめぐって
休職と復職可能状況をめぐる主治医と産業医の見解の問題と企業の対応

第7　ストレスチェック制度をめぐる問題
中小企業にも義務化されるストレスチェックと本人・職場の活用上の留意点

第8　精神障害の労災業務上認定の増加をめぐる問題
労災認定基準の拡大と認定に基づく使用者の安全配慮義務違反（損害賠償）問題や労基署との関係について

香川県経営者協会　　香川県社会保険労務士会

申　込　要　領

申込方法・支払方法

・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、**1月28日(木)**までにFAXまたはメールに必要事項を記載のうえ、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。

・準備の都合上、**1月28日(木)**以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。

・お手数ですが、下記口座まで参加費をお振込み下さるようお願いします。**お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。なお、恐れ入りますが、振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。**

お申込み・お問合わせ

香川県経営者協会
「令和8年度 労働法実践セミナー」係
(担当：谷口)

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号
TEL (087) 821−4691 FAX (087) 825−9274

個人情報の取扱について

(1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。

(2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

参加費・振込先

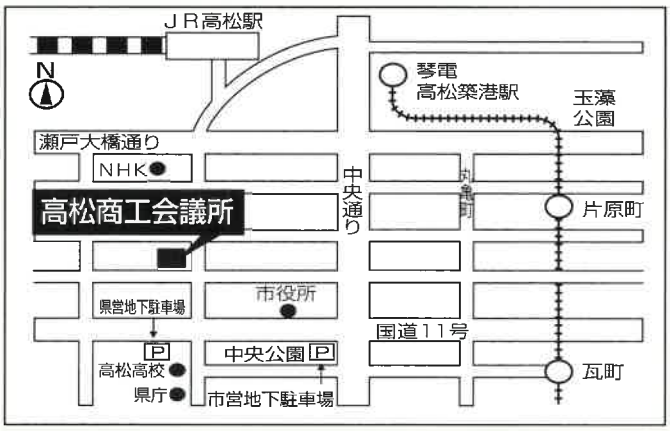
≪参加費≫(1名につき)

香川県経営者協会・香川県社労士会、労働法ビジネスセミナー会員	11,000円 (資料代等を含みます)
会員外	13,000円 (〃)

≪振込先≫

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座(普通)	1233480	3503823
名義(共通)	香川県経営者協会	

会　場　案　内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

※会場の駐車場は利用できませんのでご了承ください。

令和　　年　　月　　日

FAX：(087) 825−9274　　メールアドレス：toiawase@kagawakeikyo.jp

香川県経営者協会 行き　**「令和8年度 労働法実践セミナー」参加申込書**

会社・団体名　　所在地　〒　　−

申込責任者（所属・役職）　　氏　名

TEL (　　) 　　−　　FAX (　　) 　　−　　●請求書(要・否)

	所属・役職名	氏　名	参加方法及びメールアドレス(オンライン参加の場合のみ記載)
会員・会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス：
会員・会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス：
会員・会員外			会場参加 ・ オンライン参加 (いずれかに○) アドレス：

参加費　　円×　　名=　　円(　　銀行　　月　　日振込予定)　※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしご利用ください。